

地域生活支援拠点等の整備に向けた検討について

1 主旨

国において、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援等のあり方が検討され、地域生活支援拠点等の整備の方針が示されている。

これを踏まえ、各自治体では、地域生活支援拠点等の整備が進められており、区においても、せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年3月策定）に「地域生活支援拠点等の機能の確保・実施」を施策として定め、取り組むこととしている。

今後、地域における障害者の自立支援を検討・協議している自立支援協議会を活用しながら、当事者や家族、事業者、基幹相談支援センター等関係機関の協力を得て、地域が主体となって、地域の実情を反映させた地域生活支援拠点の構築に向けて検討を進める。

2 地域生活支援拠点等の概要（別紙1）

(1) 求められる機能

- ① 相談
- ② 緊急時の受け入れ・対応
- ③ 体験の機会・場
- ④ 専門人材の確保・育成
- ⑤ 地域の体制づくり

(2) 整備手法

- ① 多機能拠点整備型（機能を1つの拠点に集約）
- ② 面的整備型（機能を持つ事業所が連携）

3 各自治体における整備状況

(1) 全国の自治体（1,741団体）

1,107団体（約6割）が整備（令和2年度末時点における整備見込みを含む）

(2) 先行自治体の取組み事例

- ① 大田区
基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急一時保護施設等で機能を分担した面的整備を目指している。
- ② 八王子市
地域・障害種別を網羅する5カ所の委託相談事業所に、地域生活支援拠点等としてコーディネート機能を付加し、市全体で取り組む面的整備を目指している。
- ③ 千葉市
地域（緑区）と障害種別（知的）を限定して事業を開始し、検証後に地域や障害種別を順次拡大することによる拠点の整備を目指している。

4 区における拠点整備に向けた進め方

(1) 拠点整備の考え方

- ① 区においては、人口規模や面積、地域資源があり、1つの拠点にすべてを集約し機能を果たすことは不可能なことから「面的整備型」による整備を目指す。
- ② 各地域の資源でネットワークを構築し、地域生活支援拠点に必要な機能の確保を行う。
- ③ 各機能は、地域単位での確保を基本とするが、機能が不足する場合などは、地域を超えて相互に機能を補完し合うこととする。
- ④ 先行自治体の取組みを参考にしながら、各地域において課題の抽出・整理を行い方向性等を検討したうえで、令和4年度に重点的に取り組む地域（以下「重点地域」という。）を選定し、評価検証を行いながら、区内全地域へ展開する。

（2）検討の進め方

① 検討体制

検討にあたっては、地域の課題は基本的に地域で解決していくことが求められるため、地域が主体となって考え、協力し合えるよう、次のとおり進める。

- ・ 自立支援協議会を中心に、学識経験者や当事者、家族、障害者団体、事業者、等の関係機関の協力を得て、基幹相談支援センターや地域障害者相談支援センターと連携を図りながら検討を進める。
- ・ 地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会、障害者福祉団体連絡協議会等に対して検討状況を報告し、意見等を適宜反映させる。
- ・ 庁内においても、既存の障害者計画等検討委員会や障害者差別解消・手話言語に関する条例に係る検討体制も活用して検討する。

自立支援協議会（本会・・・区全体、エリア協議会・・・地域単位）

法に基づき設置し、学識経験者や相談支援事業者、障害当事者、団体、弁護士、医療関係者、社会福祉団体等で構成し、主な協議事項は、次のとおり。（設置要綱より）

- 関係機関のネットワークの構築や情報共有、事例ごとの支援のあり方、障害者の自立支援に係る社会資源の開発及び改善、障害者等への支援体制に係る課題整理、地域における障害者の自立支援

② 検討の方向性

- ・ 地域生活支援拠点の整備に必要な機能の確保にあたっては、既存のネットワークの仕組みを最大限に活用する。
- ・ 各地域においては、各機能を既存のネットワークの仕組みにあてはめ、シミュレーションを行い、評価検証する。
- ・ 地域で不足する機能については、地域間での補完を含めて検討し、地域間でも補いきれず、新たな仕組みの検討・構築が必要な場合は、費用対効果や優先順位、緊急性等を考慮して検討を進める。
- ・ 令和4年度に重点地域を選定しての評価検証にあたっては、令和4年度当初予算案の計上に向けて優先して検討を進めながら、緊急時における対応の仕組みの構築など、施設や事業所等における調整など検討に時間を要する場合は、必要に応じて補正予算等の対応も検討する。

③ 主な検討スケジュール

主なスケジュールは次のとおりとし、必要に応じて見直しを行うこととする。

令和3年

- 7月 障害者施策推進協議会(検討体制、スケジュール等)
地域保健福祉審議会(検討体制、スケジュール等)
- 9月 福祉保健常任委員会(検討状況)
- 10月 専門家会議(構想骨子案)
- 11月 シンポジウム(構想骨子案)
政策会議(構想骨子案、予算案)
障害者施策推進協議会(構想骨子案)
地域保健福祉審議会(構想骨子案)

令和4年

- 2月 福祉保健常任委員会(構想骨子案)
- 5月 専門家会議(素案)
福祉保健常任委員会(主要事務事業)
- 7月 障害者施策推進協議会(素案)
地域保健福祉審議会(素案)
- 8月 政策会議(素案)
- 9月 福祉保健常任委員会(素案)
シンポジウム(素案)
- 10月 専門家会議(案)
- 11月 障害者施策推進協議会(案)
地域保健福祉審議会(案)
- 12月 政策会議(案)

令和5年

- 2月 福祉保健常任委員会(案)
- 3月 区決定
- 4月以降 区民周知(区のおしらせ、ホームページ、リーフレット等)

※上記の会議のほか、庁内会議、障害者福祉団体連絡協議会、障害当事者、家族等の意見を伺い、検討を進めていく。